

○尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例

施行規則

平成3年9月26日

規則第44号

改正 平成12年12月26日規則第67号 平成19年3月26日規則第18号

平成27年3月31日規則第31号 平成29年12月28日規則第57号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例(平成3年尼崎市条例第9号。以下「条例」という。)第3条第1項、第8条第5項、第9条、第10条及び第15条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平29規則57・一部改正)

(条例第3条第1項の表摘要2の規則で定める用途)

第2条 条例第3条第1項の表摘要2の規則で定める用途は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の用途
- (2) 機械又は電気設備(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第3号に規定する建築設備に該当するものを除く。)の設置の用途その他これに準ずる用途で、自動車の駐車需要を生じさせる程度が極めて小さいと市長が認めるもの
- (3) その他市長が別に定める用途

(平29規則57・全改)

(特殊装置)

第3条 条例第8条第4項に規定する特殊な装置(以下「特殊装置」という。)は、駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第15条の規定により国土交通大臣が認定した装置とする。

(平29規則57・全改)

(駐車施設の規模及び構造その他の技術的基準)

第4条 条例第8条第5項の規則で定める駐車施設(駐車部分の延べ面積が50平方メートル以上であるものに限る。以下この項において同じ。)の規模及び構造その他の技術的基準は、次のとおりとする。

- (1) 自動車の出口及び入口は、幅員4メートル未満の道路及び次に掲げる道路の部分に設けてはならない。ただし、交通安全上支障を及ぼすおそれが少ないと認められるときは、この限りでない。
 - ア 交差点の側端、道路の曲がり角又は横断歩道橋(地下横断歩道を含む。)の昇降口から5メートル以内の道路の部分
 - イ 乗合自動車の停留所を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10メートル以内の道路の部分
 - ウ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の道路の部分
 - エ 学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、義務教育学校及び特別支援学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所、同法第43条第2号に規定する医療型児童発達支援センター、児童公園その他これらに類

するものの出入口から10メートル以内の道路の部分

- (2) 前面道路が2以上ある場合においては、自動車の出口及び入口は、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けなければならない。ただし、建築物の構造又は敷地の状態により当該前面道路に設けることが困難であると認められるときその他特別の理由があるときは、この限りでない。
- (3) 自動車の出口及び入口の位置及びそれらの付近の構造は、道路交通に支障を及ぼすおそれの少ないものとしなければならない。
- (4) 自動車の出口付近の構造は、当該出口が接する道路を通行する者の存在を容易に確認することができるものとしなければならない。
- (5) 車路の幅員は、次に掲げる駐車施設の区分に応じ、当該ア又はイに定める数値以上としなければならない。
 - ア 駐車部分の延べ面積が500平方メートル未満である駐車施設 5メートル(一方通行の車路にあっては、3メートル)
 - イ 駐車部分の延べ面積が500平方メートル以上である駐車施設 5.5メートル(一方通行の車路にあっては、3.5メートル)
- (6) 建築物である駐車施設の車路の傾斜部の縦断勾配は、17パーセントを超えないものとしなければならない。
- (7) 建築物である駐車施設のはり下の高さは、次に掲げる駐車施設の部分の区分に応じ、当該ア又はイに定める数値以上としなければならない。
 - ア 車路 2.3メートル
 - イ 駐車部分 2.1メートル

- 2 前項第5号から第7号までの規定は、特殊装置を用いる駐車施設については、適用しない。
- 3 条例第8条第5項の規則で定める駐車施設(駐車部分の延べ面積が50平方メートル未満であるものに限る。)の規模及び構造その他の技術的基準は、市長が定める。

(平19規則18・平27規則31・一部改正、平29規則57・旧第5条繰上・一部改正)

(駐車施設の附置の特例の認定の申請)

第5条 条例第7条の規定による駐車施設の附置の特例の認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した認定申請書に市長が必要と認める図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 駐車施設及び当該駐車施設に係る建築物の位置、規模及び構造
- (2) 駐車施設の設置に係る工事の予定期間
- (3) その他市長が必要と認める事項

(平29規則57・旧第7条繰上・一部改正)

(駐車施設に係る建築物等の届出)

第6条 条例第9条前段の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までに、次項各号に掲げる事項を記載した届出書に市長が必要と認める図書を添えて行わなければならない。

- (1) 駐車施設に係る建築物について建築基準法第6条第1項の規定による確認を必要とする場合(第3号又は第4号に該当する場合を除く。) 当該建築物について同項又は同法第6条の2第1項の規定による確認の申請書を提出する日

- (2) 駐車施設に係る建築物について建築基準法第18条第2項の規定による通知を必要とする場合(次号又は第4号に該当する場合を除く。) 当該建築物について当該通知をする日
- (3) 駐車施設に係る建築物に係る開発行為(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。)について同法第29条第1項に規定する許可を必要とする場合(次号に該当する場合を除く。) 当該開発行為について同法第32条第1項の規定による協議をする日
- (4) 駐車施設に係る建築物に係る開発行為について都市計画法第34条の2第1項に規定する協議をする場合 当該開発行為について同条第2項において準用する同法第32条第1項の規定による協議をする日
- (5) 前各号に掲げる場合以外の場合 駐車施設に係る建築物について新築、増築又は用途変更のための大規模修繕等に係る工事に着手する日

2 条例第9条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 駐車施設及び当該駐車施設に係る建築物の位置、規模及び構造
- (2) 駐車施設の附置又は設置に係る工事の予定期間
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 条例第9条後段の規定による届出は、あらかじめ、変更届出書に市長が必要と認める図書を添えて行わなければならない。

(平29規則57・追加)

(駐車施設の附置等に係る工事等の完了の届出)

第7条 条例第10条の規定による届出は、同条に規定する工事その他の必要な行為が完了した日以後速やかに、工事完了届出書により行わなければならない。

(平29規則57・追加)

(施行の細目)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

(平29規則57・旧第9条繰上・一部改正)

付 則

この規則は、平成3年10月1日から施行する。

付 則(平成12年12月26日規則第67号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。

付 則(平成19年3月26日規則第18号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成27年3月31日規則第31号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成29年12月28日規則第57号)

この規則は、平成30年1月1日から施行する。